

昭和63年4月1日制定  
平成13年5月1日全部改正  
平成16年4月1日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成19年12月1日一部改正  
平成21年4月1日一部改正  
平成24年4月1日一部改正  
平成24年7月17日一部改正  
平成26年2月1日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正  
令和3年10月1日一部改正  
令和5年1月1日一部改正  
令和6年5月1日一部改正

## 新潟市市税口座振替事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法第231条の2第3項及び新潟市財務規則第54条の規定に基づき、口座振替の方法による市税の納付に関する事務処理について必要な事項を定める。

### (対象税目)

第2条 口座振替の対象となる税目は、市・県民税（個人の普通徴収分に限る。）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）とする。ただし、いずれの税目も随時課税を除く。

2 前項の税目において、税額の分割及び納期を経過した場合の振替は行わないものとする。

### (対象者)

第3条 口座振替の対象者は、前条に規定された税目の納税義務者とする。

(取扱金融機関)

第4条 口座振替事務の取扱金融機関は、新潟市指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(指定口座)

第5条 口座振替の口座は、納税義務者が指定する普通預金（総合口座を含む。）、当座預金、納税準備預金又は通常貯金等で取扱金融機関の承諾を得た口座（以下「指定口座」という。）とする。ただし、次条第3号の規定により申込みできる口座は、個人が保有する普通預金（総合口座を含む。）又は通常貯金に限る。

(口座振替の申込み)

第6条 口座振替納付をしようとする納税義務者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により申し込むものとする。

- (1) 取扱金融機関での申込み 新潟市市税預金口座振替依頼書（様式1号1、様式1号2。以下「振替依頼書」という。）及び新潟市市税預金口座振替依頼書兼納付届（様式2号。以下「依頼書兼納付届」という。）に所定の事項（以下「申込事項」という。）を記載のうえ指定口座の届出印（以下「届出印」という。）を押印して取扱金融機関の窓口へ提出するものとする。ただし、振替依頼書及び依頼書兼納付届の届出印について、取扱金融機関から不要の申出があった場合はこの限りではない。
- (2) 郵送での申込み 新潟市市税預金口座振替依頼（申込）書（様式3号。以下「郵送依頼書」という。）に申込事項を記載のうえ届出印を押印して市長に送付するものとする。
- (3) Webサイトでの申込み 市長が指定するWebサイト（以下「申込サイト」という。）に申込事項を入力するとともに、取扱金融機関のうち、申込サイトと情報通信できる金融機関（以下「Web受付金融機関」という。）が指定するWebサイト（以下「金融機関サイト」という。）に遷移し、指定口座と本人確認の情報を入力するものとする。

(取扱金融機関の事務処理)

第7条 取扱金融機関は、前条各号の申込みに対応する次の各号に掲げる事務処理を行うものと

する。

- (1) 申込者から振替依頼書及び依頼書兼納付届の提出を受けたときは、申込事項と届出印を確認のうえ受理し、振替依頼書（様式1号2）を申込者に返却するとともに、振替依頼書（様式1号1）を保管するものとする。この場合において、取扱金融機関は、受理した依頼書兼納付届に確認印を押印し、市長に送付するものとする。
- (2) 次条第2号の規定により市長から郵送依頼書の送付を受けたときは、申込事項と届出印を確認のうえ受理して保管するものとする。この場合において、取扱金融機関は、郵送依頼書を受理した旨を市長に通知するものとする。ただし、申込事項又は届出印に不備があつて受理できないものは、当該郵送依頼書中の金融機関処理欄に不備事由を記載して市長に返却するものとする。
- (3) 申込者から金融機関サイトに指定口座と本人確認の情報が入力されたときは、入力情報を確認のうえ受理して保管するものとする。この場合において、指定口座の情報を付して申込みを受理した旨を市長に通知するものとする。ただし、指定口座又は本人確認の情報が不備があつて受理できない場合は、その旨を市長に通知するものとする。

（市長の事務処理）

第8条 市長は、第6条各号の申込みに対応する次の各号に掲げる事務処理を行うものとする

- (1) 取扱金融機関から依頼書兼納付届の送付があつたときは、申込事項を確認のうえ受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、依頼書兼納付届の申込事項に不備があるときは、申込者に受理できなかった旨を通知する。
- (2) 郵送依頼書の送付があつたときは、申込事項を確認し受理したうえで、確認印を押印して取扱金融機関に送付する。この場合において、郵送依頼書の写しをとり保管する。また、取扱金融機関から郵送依頼書を受理した旨の通知があつたときは、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、申込事項に不備があるとき、又は同様の理由で取扱金融機関から郵送依頼書が返却されたときは、申込者に受理できなかった旨を通知する。
- (3) Web受付金融機関から申込みを受理した旨の通知を受けたときは、申込事項を確認の

うえ受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、第6条第3号に規定する申込事項に不備があるとき、又はWeb受付金融機関から受理できなかった旨の通知を受けたときは、申込者に受理できなかった旨を通知する。

(納付書等の送付)

第9条 市長は、口座振替を行うときは、各納期限の6営業日前までに、納付書(口座振替用)(様式4号1、様式4号2)と口座振替納付書送付書(様式5号)(以下「納付書等」という。)を取扱金融機関に送付する。ただし、電子媒体により口座振替を行う取扱金融機関には電子媒体の納付書を送付するものとする。

(振替日)

第10条 口座振替を行う日(以下「振替日」という。)は、各納期限の日とする。ただし、全期一括振替の場合は、第1期の納期限の日とする。

(口座振替納付の事務処理)

第11条 取扱金融機関は、振替日に納税義務者の指定口座から納付書に記載し、又は電子媒体に記録した金額を払い出し、納付するものとする。

2 取扱金融機関は、口座振替を行ったときは、納付済通知書(様式4号1、様式4号2)に市税口座振替報告書(様式5号)を添付して、指定金融機関を経由し、市長に送付するものとする。この場合において、電子媒体交換により口座振替を行う取扱金融機関は、市税口座振替報告書を指定金融機関を経由して市長に送付するとともに電子媒体を振替日の4営業日後までに市長に返却するものとする。

(口座振替納付の停止)

第12条 市長は、納税義務者から口座振替の停止の申出があったとき又は口座振替の停止をすることが適当と認められるときは、納期限の2営業日前までに、市税口座振替停止連絡表(様式6号)を取扱金融機関に送付する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により市税口座振替停止連絡表の送付を受けたときは、当該納期の口座振替を停止するものとする。

(口座振替に伴う領収証書)

第13条 口座振替に伴う領収証書については、通帳の記帳をもって、これに代えるものとする。

(軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)の送付)

第13条の2 軽自動車税(種別割)で過去に未納のない継続検査対象車両について、市長は、全期の口座振替を行った後、車両毎に軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)(様式7号)を納税義務者に送付する。

(振替不能分の取扱)

第14条 取扱金融機関は、預金不足等の事由により振替不能が生じたときは、当該振替不能に係る納付書(口座振替用)(様式4号1、様式4号2)にその理由を記載して、市税口座振替報告書とともに指定金融機関を経由し、市長に返送するものとする。ただし、電子媒体交換により口座振替を行う取扱金融機関については、電子媒体にその理由を記録して、市長に送付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、振替不能の理由を付して振替不能となった納付書を作成し、納税義務者に送付する。

(口座振替の廃止)

第15条 納税義務者が口座振替を廃止しようとするときは、次の各号に掲げるいずれかの方法により届け出るものとする。

(1) 書面での届出 新潟市市税預金口座振替廃止届(様式8号1、様式8号2、様式8号3。

以下「廃止届」という。)に所定の廃止届出事項(以下「廃止事項」という。)を記載し、市長又は取扱金融機関に提出するものとする。

(2) Webサイトでの届出 市長が指定する届出のためのWebサイトに廃止事項を入力するものとする。

2 前項第1号の規定のうち取扱金融機関が廃止届を受けたときは、当該取扱金融機関は、廃止事項を確認のうえ受理し、確認印を押印して廃止届(様式8号3)を市長に送付するものとする。

3 市長は、納税義務者から届出を受けたとき、又は取扱金融機関から廃止届の送付を受けたときは、廃止事項を確認のうえ受理し、廃止の事務処理をする。

4 市長は、第9条の規定に基づく取扱金融機関への納付書等の送付が、過去5年間に一度も行われなかった納税義務者の口座振替及び口座振替が困難であると判断した場合は、前項の規定に関わらず廃止の事務処理を行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の新潟市市税口座振替事務取扱要領の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この要領によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の新潟市市税口座振替事務取扱要領の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この要領によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年10月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(金融機関保管)  
取扱金融機関様

新潟市市税預金口座振替依頼書  
(兼固定資産税・都市計画税 毎月納付申出書)

①申込 年 月 日

②納税義務者

住所	〒
フリガナ	
氏名	
電話	自宅 ( ) - 連絡先 ( ) -

私は、次の市税を口座振替により納付したいので、約定(裏面)を承諾の上、依頼します。  
また、固定資産税・都市計画税の毎月納付を申し出る場合は、運用取扱い(裏面)を了承します。

※1 口座名義は納税義務者と同一名義をお願いします。

③口座名義

フリガナ	届出印
漢字氏名	<input type="text"/>

④金融機関

銀行 金庫	農協 組合	本店(所) 支店(所)
金融機関コード	店舗コード	預金種別
<input type="text"/>	<input type="text"/>	1.普通 2.当座 3.納税準備
		口座番号(右詰で記入)
		<input type="text"/>

⑤ゆうちょ銀行

金融機関コード	通帳記号	通帳番号(右詰で記入)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
種目コード	契約種別	払込先加入者名
166	35	新潟市会計管理者
		払込先口座番号
		00650-9-2000

※2 複数の区に課税がある場合(照会コードの上8桁が同一の場合)、全てを一括で振り替えます。区ごとの口座指定はできません。

振替税目

⑥ 照会コード(上8桁まで記入)	⑦ 振替方法(全納を希望するときは、斜線を記入)
固定資産税 都市計画税 ※2	4期 <input type="text"/> 年度 <input type="text"/> 月から <input type="checkbox"/> 全納( )年度から ※4
毎月納付を希望する方は、右の <input type="checkbox"/> に斜線を記入し、 振替開始年度及び月期を記入してください。	毎月 <input type="text"/> 年度 <input type="text"/> 月から <input type="checkbox"/> 毎月納付の新規申込は4月期または7月期のいずれか

市県民税(普通徴収)

<input type="text"/>	4期 <input type="text"/> 年度 <input type="text"/> 月から <input type="checkbox"/> 全納( )年度から ※4
----------------------	--

※3 納税義務者の車両全てを一括で振り替えます。車両ごとの口座指定はできません。

軽自動車税(種別割)※3

<input type="text"/>	全期 <input type="checkbox"/> ( )年度から ※4
----------------------	---

※4 当該年度の申込期限を超過して申し込む場合は、翌年度からとなります。

申込期限と振替開始期

○固定資産税・都市計画税(4期)

申込期限	振替開始期	振替日
1月末日まで	第1期から(全納含む)	4月末日
5月末日まで	第2期から	7月末日
11月末日まで	第3期から	12月28日
1月末日まで	第4期から	2月末日

○市・県民税(普通徴収)

申込期限	振替開始期	振替日
4月末日まで	第1期から(全納含む)	6月末日
7月末日まで	第2期から	8月末日
9月末日まで	第3期から	10月末日
12月末日まで	第4期から	1月末日

○固定資産税・都市計画税(毎月)

申込期限	振替開始期	振替日※5
1月末日まで	4月期から	4月末日から毎月末日
5月末日まで	7月期から	7月末日から毎月末日

※5 ただし、12月は28日。

○軽自動車税(種別割)

申込期限	振替開始期	振替日
3月末日まで	全期	5月末日

(注)すでに固定資産税・都市計画税毎月納付を申し出済の方で、振替口座のみ変更する場合は、変更を希望する月期の前月末日までに申し込みください。

(金融機関保管)

検印	係印	印鑑照合・確印
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

約 定

- 1 新潟市長から納付書等が貴店へ送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、私の指定口座から、納付書等記載の金額を払い出し、新潟市長へ納付してください。
- 2 前項の手続については、当座勘定規定又は普通預金規定等にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び払戻請求書を提出しませんので、貴店所定の方法で処理してください。
- 3 随時課税、納期変更、税額の分割又は納期を経過した場合の振替は請求いたしません。
- 4 振替日は納期限の日としてください。
- 5 指定口座の残高が振替日に納付書等記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納付書等を新潟市長に返却されても差し支えありません。
- 6 通帳の記帳をもって納付済の確認としますので、領収書の請求はいたしません。
- 7 期別・全納の区分については、申込時の方法で差し支えありません。
- 8 この口座振替契約を変更するときは、新潟市長が指定する方法で改めて口座振替を申込みします。
- 9 この口座振替契約を廃止するときは、新潟市長が指定する方法で届出します。
- 10 全期一括振替ができなかった場合は、第2期から期別に振り替えられても差し支えありません。
- 11 この口座振替契約は、新潟市長が必要と認めた場合には第9の規定にかかわらず、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 12 還付金等が生じた場合は、この口座振替依頼書の口座に振り込んで差し支えありません。
- 13 この取り扱いについて、万一紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。



約 定

- 1 新潟市長から納付書等が貴店へ送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、私の指定口座から、納付書等記載の金額を払い出し、新潟市長へ納付してください。
- 2 前項の手続については、当座勘定規定又は普通預金規定等にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び払戻請求書を提出しませんので、貴店所定の方法で処理してください。
- 3 随時課税、納期変更、税額の分割又は納期を経過した場合の振替は請求いたしません。
- 4 振替日は納期限の日としてください。
- 5 指定口座の残高が振替日に納付書等記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納付書等を新潟市長に返却されても差し支えありません。
- 6 通帳の記帳をもって納付済の確認としますので、領収書の請求はいたしません。
- 7 期別・全納の区分については、申込時の方法で差し支えありません。
- 8 この口座振替契約を変更するときは、新潟市長が指定する方法で改めて口座振替を申込みします。
- 9 この口座振替契約を廃止するときは、新潟市長が指定する方法で届出します。
- 10 全期一括振替ができなかった場合は、第2期から期別に振り替えられても差し支えありません。
- 11 この口座振替契約は、新潟市長が必要と認めた場合には第9の規定にかかわらず、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 12 還付金等が生じた場合は、この口座振替依頼書の口座に振り込んで差し支えありません。
- 13 この取り扱いについて、万一紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。



約 定

- 1 新潟市長から納付書等が貴店へ送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、私の指定口座から、納付書等記載の金額を払い出し、新潟市長へ納付してください。
- 2 前項の手続については、当座勘定規定又は普通預金規定等にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び払戻請求書を提出しませんので、貴店所定の方法で処理してください。
- 3 随時課税、納期変更、税額の分割又は納期を経過した場合の振替は請求いたしません。
- 4 振替日は納期限の日としてください。
- 5 指定口座の残高が振替日に納付書等記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納付書等を新潟市長に返却されても差し支えありません。
- 6 通帳の記帳をもって納付済の確認としますので、領収書の請求はいたしません。
- 7 期別・全納の区分については、申込時の方法で差し支えありません。
- 8 この口座振替契約を変更するときは、新潟市長が指定する方法で改めて口座振替を申込みします。
- 9 この口座振替契約を廃止するときは、新潟市長が指定する方法で届出します。
- 10 全期一括振替ができなかった場合は、第 2 期から期別に振り替えられても差し支えありません。
- 11 この口座振替契約は、新潟市長が必要と認めた場合には第 9 の規定にかかわらず、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 12 還付金等が生じた場合は、この口座振替依頼書の口座に振り込んで差し支えありません。
- 13 この取り扱いについて、万一紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。



約 定

- 1 新潟市長から納付書等が貴店へ送付されたときは、私に通知することなく所定の振替日に、私の指定口座から、納付書等記載の金額を払い出し、新潟市長へ納付してください。
- 2 前項の手続については、当座勘定規定又は普通預金規定等にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳及び払戻請求書を提出しませんので、貴店所定の方法で処理してください。
- 3 随時課税、納期変更、税額の分割又は納期を経過した場合の振替は請求いたしません。
- 4 振替日は納期限の日としてください。
- 5 指定口座の残高が振替日に納付書等記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納付書等を新潟市長に返却されても差し支えありません。
- 6 通帳の記帳をもって納付済の確認としますので、領収書の請求はいたしません。
- 7 期別・全納の区分については、申込時の方法で差し支えありません。
- 8 この口座振替契約を変更するときは、新潟市長が指定する方法で改めて口座振替を申込みします。
- 9 この口座振替契約を廃止するときは、新潟市長が指定する方法で届出します。
- 10 全期一括振替ができなかった場合は、第2期から期別に振り替えられても差し支えありません。
- 11 この口座振替契約は、新潟市長が必要と認めた場合には第9の規定にかかわらず、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 12 還付金等が生じた場合は、この口座振替依頼書の口座に振り込んで差し支えありません。
- 13 この取り扱いについて、万一紛議が生じても貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

様式 4 号 1

年度 第 期 納 付 書 (口座振替用)	年度 第 期 納 付 済 通 知 書 (口座振替用)
氏名	氏名
振替不納理由 1 預金不足 2 取引なし 3 預金者の都合による振替停止 4 預金口座振替依頼書なし 8 市の都合による振替停止 9 その他	振替不納理由 1 預金不足 2 取引なし 3 預金者の都合による振替停止 4 預金口座振替依頼書なし 8 市の都合による振替停止 9 その他
(金融機関) 新潟市	(金融機関→市) 新潟市

様式 4 号 2

年度 軽自動車税 全期 納 付 書 (口座振替用)	年度 軽自動車税 全期 納 付 済 通 知 書 (口座振替用)
氏名	氏名
振替不納理由 1 預金不足 2 取引なし 3 預金者の都合による振替停止 4 預金口座振替依頼書なし 8 市の都合による振替停止 9 その他	振替不納理由 1 預金不足 2 取引なし 3 預金者の都合による振替停止 4 預金口座振替依頼書なし 8 市の都合による振替停止 9 その他
(金融機関) 新潟市	(金融機関→市) 新潟市

様式 5 号

口座振替納付書送付書(控)	口座振替納付書送付書	口座振替報告書
新潟市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	新潟市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	(兼 失)新潟市長 <span style="float: right;">年 月 日</span> 金融機関名 _____
下記のとおり口座振替納付書を送付しましたので振替納付してください。	下記のとおり口座振替納付書を送付しましたので振替納付してください。	下記のとおり振替納付しましたので報告します。
振替日 _____ 金融機関コード _____	振替日 _____ 金融機関コード _____	振替日 _____ 金融機関コード _____
送付納付書 _____ 件 振替分 _____ 件 振替不能分 _____ 件 合計 _____ 件	送付納付書 _____ 件 振替分 _____ 件 振替不能分 _____ 件 合計 _____ 件	送付納付書 _____ 件 振替分 _____ 件 振替不能分 _____ 件 合計 _____ 件
備考 _____	備考 _____	備考 _____
(市保管)	(市→金融機関)	(金融機関→市)



様式 7 号

<div data-bbox="204 786 572 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>新潟市 郵便番号 新潟市 電話番号</p> </div>	<p><b>年度 軽自動車税（種別割）納税証明書</b> (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納税義務者名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">車両番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">納付年月日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">この証明書の有効期限</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table> <p>上記の車両について軽自動車税（種別割）の滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">新潟市長 印</p>	納税義務者名				車両番号				納付年月日	この証明書の有効期限			<p>軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この納税証明書は、などの領収証書を発行しない納付方法で納付された軽自動車税（種別割）で、車検が必要となる車種分をお送りしています。</li> <li>・当該年度の定期（5月中旬）通知文の納期限以外のもの、その納期限を超過した後には納付された場合は、証明書をお送りできませんのでご注意ください。</li> <li>・軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は次の取扱窓口にて無料で交付を受けることができます。 (取扱窓口)</li> </ul>
	納税義務者名													
車両番号														
納付年月日	この証明書の有効期限													

## 新潟市市税預金口座振替廃止届

年 月 日		指 定 口 座			
銀行・組合 金庫・農協	本店・本所 支店・支所	金融機関・ 支店コード	口座番号	預金の種類 (○で囲む)	
ゆうちょ銀行	御中			1 普 通 (総合)	
口 座 名 義		お届け印		金融機関コード	通帳 記号
フリガナ		㊟		9   9   0   0	2 当 座
氏 名				通帳番号	3 納税準備
電 話 ( ) - ( )		種目コード	契約種別	払込先口座番号	払込先加入者名
		1 7 6	3 5	00650-9-2000	新潟市会計管理者

私は、下記市税の口座振替による納付を廃止したいので届け出ます。

納 税 義 務 者		振替税目 (○で囲む)	照会コード (上8桁まで記入)	廃止時期
(フリガナ) 氏 名		固定資産税 都市計画税 (4期・全納)		年度 期分から <small>下3桁は記入しません。</small>
		固定資産税 都市計画税 (毎月納付)		年度分から <small>下3桁は記入しません。</small>
住 所		市・県民税		年度 期分から <small>下3桁は記入しません。</small>
		軽自動車税		年度分から <small>下3桁は記入しません。</small>
(フリガナ) 氏 名		固定資産税 都市計画税 (4期・全納)		年度 期分から <small>下3桁は記入しません。</small>
		固定資産税 都市計画税 (毎月納付)		年度分から <small>下3桁は記入しません。</small>
住 所		市・県民税		年度 期分から <small>下3桁は記入しません。</small>
		軽自動車税		年度分から <small>下3桁は記入しません。</small>

(注3) 都複写です。ボールペンで太わくの中だけ「2」記入ください。

- (注1) 固定資産税・都市計画税は複数の区に課税がある場合(照会コードの上8桁が同一の場合)、全てを一括で取り扱います。一部の区のみでの廃止はできません。
- (注2) 固定資産税・都市計画税の毎月納付の口座振替の廃止は、翌年度からとなります。
- (注3) 軽自動車税は納税義務者の車両全てを一括で取り扱います。一部の車両のみでの廃止はできません。

○固定資産税・都市計画税(4期)

廃止届提出期限	廃止期
1月末日まで	第1期から (全納含む)
5月末日まで	第2期から
11月末日まで	第3期から
1月末日まで	第4期から

○市・県民税(普通徴収)

廃止届提出期限	廃止期
4月末日まで	第1期から (全納含む)
7月末日まで	第2期から
9月末日まで	第3期から
12月末日まで	第4期から

○固定資産税・都市計画税(毎月納付)

廃止届提出期限	廃止期
1月末日まで	翌年度から

○軽自動車税

廃止届提出期限	廃止期
3月末日まで	翌年度から

検 印	係 印	印鑑照合・日付印

(金融機関保管)

新潟市市税預金口座振替廃止届(控)

年 月 日		指 定 口 座					
銀行・組合 本店・本所 ゆうちょ銀行		支店・支所 御 中		金融機関・ 支店コード	預金の種類 (○で囲む)		
口 座 名 義		お届 け 印		口座番号	1 普 通 (総 合)		
フリガナ		㊟	金融機関コード	通帳 記号	2 当 座		
氏 名			通帳番号		3 納 税 準 備		
電 話 ( )			種目コード	契約種別	払込先口座番号	払込先加入者名	
		ゆうちょ銀行		176	35	00650-9-2000	新潟市会計管理者

私は、下記市税の口座振替による納付を廃止したいので届け出ます。

納 税 義 務 者	振 替 税 目 (○で囲む)	照会コード (上8桁まで記入)	廃 止 時 期
(フリガナ) 氏 名	固定資産税 都市計画税 (4期・全納)		下3桁は 記入しま せん。 年度 期分から
	固定資産税 都市計画税 (毎月納付)		下3桁は 記入しま せん。 年度分から
住 所	市・県民税		下3桁は 記入しま せん。 年度 期分から
	軽自動車税		下3桁は 記入しま せん。 年度分から
(フリガナ) 氏 名	固定資産税 都市計画税 (4期・全納)		下3桁は 記入しま せん。 年度 期分から
	固定資産税 都市計画税 (毎月納付)		下3桁は 記入しま せん。 年度分から
住 所	市・県民税		下3桁は 記入しま せん。 年度 期分から
	軽自動車税		下3桁は 記入しま せん。 年度分から

- (注1) 固定資産税・都市計画税は複数の区に課税がある場合(照会コードの上8桁が同一の場合)、  
全てを一括で取り扱います。一部の区のための廃止はできません。
- (注2) 固定資産税・都市計画税の毎月納付の口座振替の廃止は、翌年度からとなります。
- (注3) 軽自動車税は納税義務者の車両全てを一括で取り扱います。一部の車両のための廃止はできま  
せん。

○固定資産税・都市計画税(4期)

廃止届提出期限	廃止期
1月末日まで	第1期から (全納含む)
5月末日まで	第2期から
11月末日まで	第3期から
1月末日まで	第4期から

○市・県民税(普通徴収)

廃止届提出期限	廃止期
4月末日まで	第1期から (全納含む)
7月末日まで	第2期から
9月末日まで	第3期から
12月末日まで	第4期から

○固定資産税・都市計画税(毎月納付)

廃止届提出期限	廃止期
1月末日まで	翌年度から

○軽自動車税

廃止届提出期限	廃止期
3月末日まで	翌年度から

(納税者保管)

### 新潟市市税預金口座振替廃止届

(宛先) 新潟市長

年 月 日		指 定 口 座					
銀行・組合 金庫・農協		本店・本所 支店・支所		金融機関 支店コード	預金の種類 (○で囲む)		
ゆうちょ銀行		扱		口座番号	1 普通 (総合)		
口 座 名 義		お届け印		金融機関コード	通帳 記号		
フリガナ			㊟	9 9 0 0	2 当 座		
氏 名				通帳番号	3 納税準備		
電 話 ( ) - ( )				種目コード	契約種別	払込先口座番号	払込先加入者名
				1 7 6	3 5	00650-9-2000	新潟市会計管理者

私は、下記市税の口座振替による納付を廃止したいので届け出ます。

納 税 義 務 者		登録税目 (○で囲む)	照会コード (上8桁まで記入)	廃 止 時 期
(フリガナ) 氏 名	固定資産税 都市計画税 (4期・全納)		下3桁は 記入しま せん。	年度 期分から
	固定資産税 都市計画税 (毎月納付)		下3桁は 記入しま せん。	年度分から
住 所	市・県民税		下3桁は 記入しま せん。	年度 期分から
	軽自動車税		下3桁は 記入しま せん。	年度分から
(フリガナ) 氏 名	固定資産税 都市計画税 (4期・全納)		下3桁は 記入しま せん。	年度 期分から
	固定資産税 都市計画税 (毎月納付)		下3桁は 記入しま せん。	年度分から
住 所	市・県民税		下3桁は 記入しま せん。	年度 期分から
	軽自動車税		下3桁は 記入しま せん。	年度分から

処理 No.	税 目 コード	処 理 日 納付書送付日	納 付 書 対 象 期		摘 要	送 付 日
			出力納付書	第 ~ 期分		
市			第 ~ 期分			金及 貯び 機支 関店 名名
			A 2 ・ A 3			
処			第 ~ 期分			企 業 機 関 確 認 印
			A 2 ・ A 3			
理			第 ~ 期分			
			A 2 ・ A 3			
欄			第 ~ 期分			
			A 2 ・ A 3			

(新潟市保管)